

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第8号)

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

徳情個審答申第 8 号
平成 2 5 年 2 月 2 5 日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 4 年 9 月 2 1 日付観光発第 8 7 号により徳島市長から諮問のありました公文書の非公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

徳島市長（以下「実施機関」という。）が行った本件非公開決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、「平成 2 3 年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金」に係る部分は異議申立ての利益がなく、その余の部分は妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

本件の異議申立人は、平成 2 4 年 8 月 2 8 日付で、実施機関に対し、徳島市情報公開条例（平成 1 9 年徳島市条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定により「平成 2 3 年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金の開示、テント他備品の在庫状態、眉山ロケ市の補助金の契約書（県 7 5 0 , 0 0 0、市電動バイクに係る委託事業の契約書）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。実施機関は、平成 2 4 年 9 月 1 1 日付で、本件請求に対応する公文書を保有していないことを理由として、本件処分をした。

異議申立人は、平成 2 4 年 9 月 1 8 日付の異議申立書により、実施機関

に対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、平成24年9月21日付で実施機関から条例第18条に基づく諮問を受けた。

当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、平成24年10月10日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、当該文書は提出されなかった。

なお、異議申立人は、本件請求において、「眉山口ケ市の補助金の契約書（国10,000,000円）」についても公文書の公開請求をし、実施機関は、「平成23年度眉山口ケ市の補助金に関する文書」を公開している。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、本件請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

異議申立ての理由は、異議申立書における主張によると、おおむね次のとおりである。

ア 徳島市と南内町にぎわいイベント実行委員会との委託契約書の中で徳島市は、委託業務の処理について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができることとされている。

イ このことからすると、当然に本件請求に係る文書を職務上作成し、又は取得しているはずであるから、保有していないなどということはない。

4 実施機関の主張の要旨

「南内町にぎわいイベント眉山口ケ市に関する資料」については、異議申立人から平成24年5月28日付で情報公開請求があり、既に平成22年度分及び23年度分の委託契約書の決裁書、委託業務完了承認の決裁書等を公開済みであり、委託業務に係る収入部分についての預金通帳の写し

も含まれている。

「平成23年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金」については、委託業務に係る収入について、委託業務の完了報告書の根拠資料として実施機関が取得したものであるが、公開済みの部分により、委託業務に係る収入についてはすべて把握されており、それ以外の部分は支出に係るものであるが、南内町にぎわいイベント実行委員会から提出されておらず、保有していない。なお、支出については、賃金台帳、領収書等で確認できるものである。

「平成23年度にぎわいイベント眉山ロケ市のテント他備品の在庫状態」については、委託業務の完了報告書からすると、南内町にぎわいイベント実行委員会は、委託業務において備品を購入していない。そのため、備品の在庫状況を表す文書は南内町にぎわいイベント実行委員会から提出されていないので、保有していない。

「平成23年度眉山ロケ市の補助金（県75万円）」については、南内町にぎわいイベント実行委員会が県に申請し、県から南内町にぎわいイベント実行委員会に支払われたものである。よって、当該補助金については、実施機関の関知するものでなく、実施機関においては、県補助金に係る文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

「市電動バイクに係る委託事業の契約書」については、市から独立した任意団体である電動バイク等観光レンタル事業推進協議会が、平成23年度に南内町にぎわいイベント実行委員会に対して委託した事業に係る契約書であり、両団体から提出されておらず、保有していない。

以上 から までのとおり、実施機関は、本件異議申立てに係る公文書を保有していない。よって、本件異議申立てに係る公開請求に対し、文書不存在により非公開決定としたものである。

異議申立人は、委託契約書に「随時に調査し、必要な報告を求められることができる」とあることをもって非公開決定が不当な決定であると主張するが、条例の規定上、公開請求に係る文書を保有していない場合に切り寄せて公開等決定をする義務を定めたものではない。また、委託契約については必要な完了報告を受けており、本来取得すべき文書を取得していないと

いうものではない。

なお、非公開決定したもののうち「平成２３年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金」については、支出に係る部分の写しを取得し、平成２４年１１月９日に異議申立人に対し、情報提供している。

5 審査会の判断

当審査会では、本件請求に係る公文書が存在していないかどうかについて、事務局職員をして、実施機関の担当課である観光課において、「南内町にぎわいイベント眉山ロケ市」に係る一連の文書について見聞調査を実施した。しかしながら、既に公開済みであるものを除き、本件請求に係る公文書を見いだすことはできなかった。

また、実施機関の保有していないという説明に不自然、不合理な点等は認められず、異議申立人が主張するような文書を実施機関が取得し、保有しているという確証を得ることはできなかった。

ところで、「平成２３年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金」の支出に係る部分については、本件処分後に実施機関が任意で取得し、異議申立人に情報提供している事実が認められるが、本件審査にあたり、このような処分後の状況の変化を考慮して判断すべきかどうかの問題となる。

一般的に、条例第１８条の規定により、異議申立てがなされた場合に実施機関が当審査会に諮問しなければならないこととされている趣旨は、行政処分の違法性を争う裁判手続と異なり、条例第１１条第２項で規定する公開請求に係る公文書を保有していないときの非公開決定の妥当性を実施機関が改めて判断する際の意見を求めているものと解される。

したがって、当審査会への諮問後に新たな事実状態等の変動があったときには、当初の処分時の事実状態等で判断しなければならない特段の事情がない限り、当審査会は、新たな事実状態等の変動も考慮して判断できるものと考え、本件の審査にあたっては、答申時を基準とした。

異議申立人は前述のとおり、本件異議申立て後の１１月９日に実施機関から「平成２３年度にぎわいイベント眉山ロケ市の普通預金」の支出に関する文書を情報提供で受けており、これにより、当該文書に関する異議申

立人の情報公開請求の内容は事実上実現されているので、現時点において、当該異議申立ては、利益がないものと判断する。

6 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成24年 9月21日	実施機関から諮問書を受理
平成24年10月10日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成24年12月 3日 (24年度第3回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
平成25年 1月24日 (24年度第4回審査会)	諮問の審議を行った。
平成25年 2月21日 (24年度第5回審査会)	答申案の検討を行った。